

仕 様 書

1 件名

入院レンタル業務運営契約

2 場所

越谷市立病院 埼玉県越谷市東越谷十丁目3番地

3 期間

令和8年(2026年)10月1日から令和11年(2029年)9月30日まで

4 運営内容

レンタル業務運営は次のとおり。

- ① 契約は利用者と運営事業者との契約であること。
- ② 利用申込みの受付、及び利用料金の精算は、運営事業者にて直接行うこと。
- ③ 運営事業者にてレンタル商品を利用者に直接供給すること。
- ④ レンタル商品の管理は運営事業者にて行うこと。
- ⑤ 使用済みのレンタル商品は、各病棟の所定の場所から定期的に回収すること。なお、利用者からレンタル商品や日用品の回収を依頼された場合は、臨機応変に対応すること。

5 業務内容

運営事業者が行う業務は次のとおり。

- ① 病院が指定した場所で、受付を行うこと。
- ② 受付時間は、平日の8時30分から17時とすること。
- ③ 利用者に対して、レンタルのシステム、料金、支払い方法を説明し、利用申込みの受付を行うこと。
- ④ 日用品の申し込みがあった場合は、受付時に提供すること。
- ⑤ 病院が指定する時間帯に、原則として、月、水、金の週3回、レンタル商品を地下ベッドメイク室から、利用者の病床まで納品すること。

配布時間(目安)	配布病棟
8:00~8:30	3-1病棟
8:30~9:00	5-1病棟
9:00~9:30	5-2病棟
9:30~10:00	6-1病棟
10:00~10:30	4-1病棟
	4-2病棟
	6-2病棟
10:30~11:00	7-2病棟
11:00~11:30	8-1病棟

- ⑥ 病院が指定する各病棟の場所に回収ボックスを設置し、商品を回収すること。回収ボックスは、常に清潔な状態を維持すること。
- ⑦ 病院が指定する各病棟の棚に、患者衣（サイズごと）、タオル類、日用品一式及び日用品単品、日用品オプション、おむつを配置し、その都度補充すること。
- ⑧ 病院が指定する地下ベッドメイク室の棚に、患者衣（サイズごと）、タオル類を納品し清潔な状態で保管すること。
- ⑨ 利用者に対する料金の請求、及び同料金の受領、領収書の発行業務を行うこと。
- ⑩ 利用者からの苦情、及び要望等に対応すること。

病院が行う役割は次のとおり。

- ① 業務に伴い病院内の場所（部屋や棚等）を運営事業者を提供する。
- ② 運営事業者が対応できない時間帯において、レンタル商品の引き渡しを行うこと。
- ③ 契約利用者の入院場所等の情報提供を行う。

6 業務に伴う施設等

業務にあたり、提供する場所は下表のとおり。

名 称	寸法及び面積 (横×奥行き×高さ【m】、【㎡】)	備 考
1階 受付	3.75㎡	内開き扉（幅80cm） コンセント 固定電話（1台） P H S（1台）
3-1病棟 棚	1.15×0.63×1.26	棚の段数：3段
4-1病棟 棚	1.28×1.05×1.26	棚の段数：3段
4-2病棟 棚	1.10×0.56×1.25	棚の段数：3段
5-1病棟 棚	1.15×0.63×1.26	棚の段数：3段
5-2病棟 棚	0.98×0.72×1.26	棚の段数：3段
6-1病棟 棚	1.28×1.05×1.26	棚の段数：3段
6-2病棟 棚	0.98×0.74×1.26	棚の段数：3段
7-2病棟 棚	1.81×0.62×0.34	棚の段数：1段
8-1病棟 棚	1.15×0.63×1.26	棚の段数：3段
地下リネン庫(汚)	5.87㎡	棚あり
ベッドメイク室	4.00㎡	棚あり

※ 地下リネン庫(汚)、ベッドメイク室の提供位置は施設担当者と相談の上、決定する。

※ 他の事業者と部屋を共用する場合は、協力して各業務を行うこと。

7 レンタル商品

運営事業者が利用者に提供するレンタル商品のセットは、下表のとおり。

		品 名	備 考
A	患者衣 セット	甚平型 (サイズ：S～3L)	左記のいずれかを選択
		ボタン型 (サイズ：S～3L)	
		浴衣型 (サイズ：S～3L)	
		介護型寝巻 (サイズ：S～3L)	
		マタニティ患者衣 (サイズ：S～3L)	
B	タオル セット	バスタオル	
		フェイスタオル	
C	患者衣・ タオルセット	甚平型 (サイズ：S～3L)	左記のいずれかを選択
		ボタン型 (サイズ：S～3L)	
		浴衣型 (サイズ：S～3L)	
		介護型寝巻 (サイズ：S～3L)	
		マタニティ患者衣 (サイズ：S～3L)	
		バスタオル	
		フェイスタオル	
D	日用品セット	BOXティッシュ	上記A～Cのレンタル利用者に限り、レンタルできるものとする。
		ウェットティッシュ	
		ボディーソープ	
		リンスインシャンプー	
		ヘアブラシ (選択)	
		マスク (個包装)	
		歯ブラシまたは、口腔ケアスポンジ	
		歯磨き粉または、口腔ケアジェル	
		コップまたは吸い飲み	
		箸またはフォーク (使い捨て)	
		スプーン (使い捨て)	
E	日用品 オプション (買い切り)	保湿剤	上記A～Cのレンタル利用者に限り、レンタルできるものとする。 それぞれの品名ごとの単価で買い切り商品とする。
		イヤホン	
		義歯洗浄剤	
		義歯ケース	
		マウスウォッシュ	

※その他

1. 患者衣は、週3枚以上提供すること。
2. バスタオルは、白色以外とし、大きさは65cm×130cm相当とする。
3. バスタオルは、週3枚以上提供すること。
4. フェイスタオルは、白色以外とし、大きさは34cm×86cm相当とする。
5. フェイスタオルは、日2枚以上提供すること。
6. 日用品は、利用者の要求により随時提供すること。
7. マスクは利用者が1日1枚使用できるよう提供すること。

※患者用オムツ(小児・新生児除く)対応用プラン

品 名			使用頻度
紙おむつAセット(重度)	アウター	テープタイプ	1枚/日
		パンツタイプ	
	インナー	昼用尿取りパット	4枚/日
夜間尿取りパット			
パンツ用尿取りパット			
紙おむつBセット(軽度)	アウター	パンツタイプ	1枚/日
	インナー	パンツ用尿取りパット	3枚/日

※その他

- 1 受注者は、各病棟に週3回オムツの在庫を確認し納品すること。
- 2 受注者は、消耗品のリモイス泡洗浄(1人一日3ml分)、おしりふき(1人一日1~2枚分)を発注者に提供すること。

8 経費負担区分

病院及び運営事業者の経費負担区分は、下表のとおり。

施設使用料	手数料に含めるものとする。
手数料	最低額を施設使用料として20,000円(税込)とする。 売上手数料(税込)は、次の計算式により算出する。 売上金額(税抜) × 売上手数料率 = 売上手数料(税抜) 売上手数料(税抜) + (売上手数料(税抜) × 消費税率(%)) = 売上手数料(税込) ※月ごとの売上金額(税抜)に見積書に記載された手数料率を乗算した金額に消費税率を乗算した金額を加えた額とする。(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。
設備・備品類	既設の棚については、無償貸与する。回収ボックス、及び1階受付等への新たな設備・備品類の設置は、運営事業者の負担とする。
内装改修等	1階受付内の改修・模様替え、その他原型を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって病院の許可を受けなければならない。また、それらに要する費用はすべて運営事業者の負担とする。なお、契約期間が終了したとき、契約解除したときは、運営事業者の負担により現状に回復して返還しなければならない。ただし、病院の承認を受けたときはこの限りではない。
レンタル用品類	運営事業者負担
光熱水費	病院負担
清掃	運営事業者にて実施
電話	PHS 1台、1階受付に固定電話1台を病院で用意する。 ※内線は無償で使用することができる。
業務用消耗品	運営事業者負担
業務従事者に関する費用	運営事業者負担。抗体価検査、及びそれに伴うワクチン接種も含む。
当院又は利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償費用	運営事業者負担

※手数料の支払いは、翌月末日までに病院が指定する口座に振り込むものとし、振り込み手数料は、運営事業者の負担とする。

9 契約条件

- ① 運営事業者の事情により契約を解除するときは、原則として新たな運営事業者が決定するまでの間、業務を継続しなければならない。
- ② 再委託（レンタル品の洗濯を除く）は認めない。
- ③ レンタル品の洗濯は、医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク（寝具類洗濯）認定事業者が行うこと。
- ④ 施設は善良な意思をもって管理し、常時整然かつ清潔に保たなければならない。また、無断で改修、模様替え等を行ってはならない。
- ⑤ 月ごとの売上実績を翌月10日までに病院へ書面をもって報告すること。
- ⑥ 院内感染対策上、麻疹、風疹、ムンプス、水痘、HBsについて十分な抗体価をもつ者が業務に従事できるものとする。なお、抗体検査及びワクチン認定基準は越谷市立病院職員に準じた内容、基準とする。
- ⑦ 次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間にかかわらず、越谷市が指定する日をもって契約を解除することができるものとし、このため運営事業者に損害が生じても、越谷市は、その責を負わないものとする。また、運営事業者は運営事業者の責任と負担において、越谷市の指定した期限までに使用した施設等を原状に復さなければならない。
 - 1) 運営事業者が、この契約に定める義務を履行しないとき。
 - 2) 手形若しくは小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - 3) 差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
 - 4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。
 - 5) 病院の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
 - 6) 運営事業者の信用が著しく失墜したと越谷市が認めたとき。
 - 7) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自らは廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
 - 8) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等より、病院が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
 - 9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に規定する団体又は構成員に該当する者と認められるとき。
 - 10) 前各号に準ずる事由により、越谷市が契約を継続しがたいと認めるとき。